

日高町門別地域包括支援センター

・日高町門別指定介護予防支援事業所

〒059-2192

北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1

TEL (01456) 2-6789

※時間外及び休日は、電話転送されます

FAX (01456) 2-5615

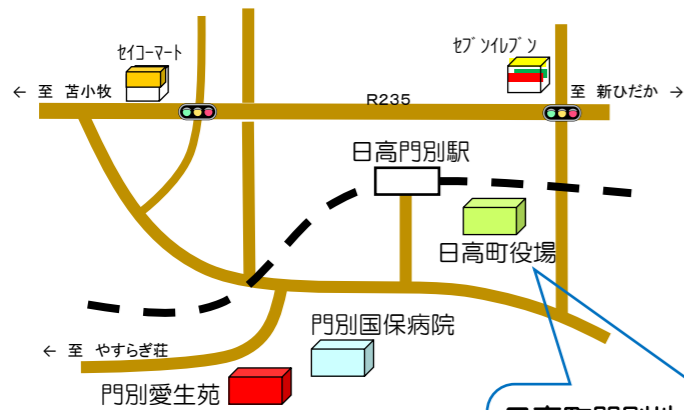
ホームページ <http://www.town.hidaka.hokkaido.jp>

開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日・12月31日～1月5日を除く)

担当地域：沙流郡日高町・・・門別地区全域(旧門別町)

2020. 4月作成



日高町門別地域包括支援センター
(日高町指定介護予防支援事業所)

日高町立門別居宅介護支援事業所

みなさんの元気を支える

もんべつちいきほうかつしえんセンター

日高町 門別地域包括支援センター



高齢者のみなさんが
自立して生活ができるように
支援します

- 要支援1・2と認定された方への支援
- 要支援・要介護状態になる恐れのある方への支援
- その他高齢者のみなさんへの支援

高齢者のみなさんの権利を守る
相談を受けます

- 高齢者の虐待の相談
- お金の管理や契約に関する相談

住み慣れた地域で
安心して暮らせるよう
応援します

- 介護予防教室の開催
- 認知症サポーターの養成

地域包括
支援センター
の役割

健康・福祉・医療について
何でもご相談ください

- 健康、福祉、医療などの総合的な相談

さまざまな形で高齢者の
皆さんを支えます

- ケアマネジャーへの支援

地域包括支援センターの役割は、

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支えるための施設（機関）です。

みなさんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターを積極的にご活用ください！

自立して生活できるように支援します

（介護予防ケアマネジメント事業・指定介護予防支援事業）

『日々の状態を改善する事が望ましい方』及び『介護保険で要支援1または要支援2の認定を受けた方（※）』に介護予防ケアプラン（介護予防サービス・支援計画）を作成し、その人にあった介護予防サービスの利用調整を行うとともに、利用したサービスの評価等を行います。



日高町門別地域包括支援センターに併設の日高町門別指定介護予防支援事業所が、介護予防支援等サービスを提供します。
なお、介護予防支援等業務の一部を居宅介護支援事業所（介護支援専門員）に委託する場合があります。

高齢者の権利を守ります

（権利擁護事業）

高齢者ご自身の判断に不安がある時、日常生活上の必要資金の出し入れ等相談しながらお手伝いする、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、また、高齢者ご自身が自分の判断で財産等を管理することができなくなった時に活用される成年後見制度などの権利擁護に関するサービスや制度を活用するために、行政機関や福祉関係機関につなぎ、高齢者の虐待防止や消費者被害の防止を図ります。



健康や福祉・医療について何でも相談してください
（総合相談・支援事業）

高齢者の生活・介護などの困りごとについて相談を受け付け、どのような支援が必要かを判断し、地域における適切なサービス、福祉・医療関係機関などにつなげる等の支援を行います。



さまざまな形で高齢者のみなさんを支えます

（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）

地域の介護支援専門員や主治医をはじめ、保健・福祉・医療の関係者が連携し協働し、それぞれの生活支援サービスを含め、地域におけるさまざまな社会資源を活用し（包括的）、高齢者がどんな心身状態になっても途切れることなく（継続的）、在宅でも施設でもその人らしい生活ができるよう支援します。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう応援します

（介護予防事業・その他事業）

高齢者を対象とした、通所型介護予防教室など、介護予防に関する事業を実施します。
また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者等見守りネットワーク事業や、住民等への家庭介護・認知症に関する知識等の普及のための講座などを開催します。



地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3種の専門職員が高齢者の相談や介護予防のケアマネジメントを行います。

各専門職が相互に連携をして行動するため、総合的な相談が可能になります。